

公益財団法人島根県スポーツ協会 表彰規程

第1条 公益財団法人島根県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、島根県のスポーツ振興を図るため、本県スポーツの振興に功績のあった者に対して、この規程に基づき表彰を行う。

第2条 表彰の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) スポーツ競技会において優れた成績を挙げた選手又はチーム
- (2) 優れた指導力があり、その功績が顕著な指導者
- (3) 継続的に活動し、優れた実績を挙げて本県スポーツの振興に多大の貢献をしたと認められる団体等
- (4) 本県スポーツの振興又は、本協会の運営等に貢献し、その功績が著しい者。ただし、本協会又は本協会の加盟団体に所属する者であること。

第3条 被表彰者の選考は、選考委員会において行う。

第4条 表彰は、本協会会長が行う。

第5条 表彰の該当者が死亡した場合においても、この規程を適用し追贈することができる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行し、昭和46年4月1日制定の財団法人島根県体育協会表彰規程は、廃止する。

附 則

この規程は、公益財団法人島根県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（第3条）

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。（第1条、第2条、第4条）